

尼崎市監査公表第5号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和6年7月19日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 尼崎市監査委員 | 村 | 上 | 卓 | 史 |
| 同 | 藤 | 川 | 千 | 代 |
| 同 | 蛭 | 子 | 秀 | 一 |
| 同 | 綿 | 瀬 | 和 | 人 |

措置通知表【財務・行政監査】

| | |
|---|--------------|
| 1 措置を講じた局 | 経済環境局 |
| 2 監査結果報告日 | 令和 6年 3月 22日 |
| 3 措置通知日 | 令和 6年 6月 21日 |
| <p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>金庫内に放置されていた不明金等について</u></p> <p>現金などの金品類については出納簿等を作成し適正に保管すべきものであるが、金庫内に出所や使途等が不明な現金、切手、図書券、通帳が存在し、公金であるかどうか分からない状態となるまで放置されていた。</p> <p style="text-align: right;">（しごと支援課）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>市として適正に管理しなければならない現金等を長期にわたり放置し続けてきたことは組織の管理体制の観点から極めて大きな問題である。</p> <p>金庫内の不明金等の発生経緯を特定するための調査を十分に行った上で然るべき対応を行うことは当然として、二度と同様の問題が生じないよう有効な対策を講じ、適切な管理体制を構築すること。</p> | |
| <p>5 措置の内容</p> <p>金庫内の不明金等の発生経緯等の調査結果及び対応については次のとおりである。</p> <p>現金は労働福祉会館の廃止に伴う解体の際に発見されたビール券を換金したもので、市がビール券を占有してから長期間経過しているため、令和 6年 3月 28日に全額（39,415円）市への歳入処理（一般会計の雑入）を行った。</p> <p>切手は令和元年度に企業等から所管課あてに届いた年賀はがきの当選分を引き換えたものであった。今後、業務において使用することとし、郵便切手等受払簿により管理する。</p> <p>図書券が存在した経緯は、封筒の記載内容を基に調査したが不明であった。今後、業務で必要な図書を購入するために使用することとし、図書券管理簿により管理する。</p> <p>通帳が存在した経緯は通帳の記載内容を基に調査したが不明であった。長期間に亘り市が占有していたことから、令和 6年 6月 6日に記帳されていなかった期間の利息を含め全額（31,122円）市への歳入処理（一般会計の雑入）を行った。</p> <p>今後、このようなことが発生しないよう金庫内を適宜整理し、金庫内で金品等を管理する場合は管理簿を作成するなど適正に管理する。また、職員の異動や組織再編等が生じた際は確実に引継ぎを行うことを徹底する。</p> | |

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）